

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

体験型の起業家教育などを通じた起業機運と地域経済の活性化機運の醸成

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県

3 地域再生計画の区域

千葉県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

- ・我が国では、主要国と比べ、起業数の伸び悩みが指摘され、起業計画率（3年以内に新しいビジネスを計画している成人の割合）も低いとされている。（出典：「起業家精神に関する調査（R4.3）」経済産業省）
- ・本県の開業率は5.0%となっており、全国平均の4.4%と比較すると高い。ただし、各国ごとに統計の性質が異なるため、単純な比較はできないものの、国際的に見ると、我が国の起業率は諸外国と比べると相当程度低水準であるとされる。（出典：「中小企業白書2023」中小企業庁）
- ・特に、若年層における「起業」を取り巻く構造的な課題は以下のとおりである。

（構造的な課題：若年層のアントレプレナーシップ（起業家精神）の不足とアントレプレナーシップ教育の場の不足）

- ・日本で起業が少ない要因として、「失敗に対する危惧」がトップであるものの、「身近に起業家がない」「学校教育（勇気ある行動への評価が低い）」も原因の上位に挙げられており（出典：成長戦略会議（R3.3））、我が国のアントレプレナーシップ教育（起業家教育）を実施している大学等の割合も約3割（出典：「全国アントレプレナーシップ醸成促進に向けた調査分析等業務報告書」（R4年度）文部科学省）に留まっているとされる。
- ・また、千葉県で別途実施している「ビジネスプラン・コンペティション（CHIBAビジコン）」においても、20代以下の募集はR2：9者（全体60者）→R3：9者（全体52者）→R4：6者（全体44者）→R5：2者（全体50者）と全体の1割程度で推移。特に10代の応募は4年間で1者のみに限られており、本県の若年層の起業への関心は充分とはいえない。

・若年層の起業を増やしていくためには、早い段階から県民にとって起業そのものを身近な存在とするための取組（早期教育）の機会を提供するとともに、多くの地域・機関で、その地域の特性に合わせたアントレプレナーシップ教育の機運が広がっていくことが必要。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

(交付対象事業の背景)

・県内企業の99.8%、従業者総数の76.9%を占める中小企業は、本県において経済及び雇用を支える重要な存在となっている。しかしながら、県内の中小企業数は、2009年には139,283社であったのに対し、2016年には120,789社、2021年には114,104社と減少の一途をたどっている。(出典：「中小企業白書2019」中小企業庁、令和5年12月中小企業庁発表)
中小企業の減少により本県における雇用の受け皿の減少、技術・経営資源の消失及び地域経済の停滞等につながることを懸念されている。

・コロナ禍や働き方改革などにより起業を取り巻く環境は大きく変化しているが、日本政策金融公庫の調査(2022年度起業と起業意識に関する調査)では、非起業家における起業関心層は、約半数(52.4%)が「起業したい(10年以内に起業する・いずれは起業したいが時期は未定)」とされる。県内経済の活性化・持続的発展のためには、新しい価値やイノベーションを創造する新たな起業が1社でも多く生まれることが重要な要素の一つであり、起業関心層の数を増やすことが重要である。

(地方創生として目指す将来像)

・県内様々な地域で、若年層を対象としたその地域の特性を踏まえた独自の体験型の教育プログラムの実施を通じて、参加者のアントレプレナーシップ(起業家精神)獲得を支援。参加者の将来の職業選択の幅を広げるとともに、本取組を積極的にPRし、千葉県全体の若年層の起業機運を高めることを目指す。

・取組に当たっては、県内企業地域や教育機関と連携して取り組むこととし、より実践的な学びの場を提供する。また、一部プログラムでは、参加者を対象とする支援講座を設定し、デジタル技術を活かしたビジネスプラン作成などを強力に推進する。

・これらの取組を通じて、起業家の裾野を更に拡大し、更なる起業を促進することで、「新たなサービス・商品の供給、イノベーションの創出」と「雇用創出」を促すとともに、身近な起業家の増加により、本県での起業がより一層促進されるという好循環を生み出すことで、本県の地方創生の実現を目指す。

【数値目標】

K P I ①	地域へのUIJターン数						単位	人
K P I ②	小中学生向け起業体験会の申込者数						単位	人
K P I ③	高校生大学生等向けワークショップの修了者数						単位	人
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	1.00	1.00	1.00	-	-	3.00	
K P I ②	0.00	60.00	10.00	10.00	-	-	80.00	
K P I ③	0.00	15.00	5.00	5.00	-	-	25.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

ちば起業家育成事業

③ 事業の内容

整理した課題を踏まえ、県において、アントレプレナーシップにノウハウのある県内教育機関、検討課題等を有する民間企業、市町村・商工団体等の関係機関などと連携し、専門的な知見やノウハウも共有しつつ、地域の特性を踏まえた様々な若年層向け起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の取組を構築・提供する。

具体的には、地域の特性などを踏まえた個別のプログラムを構築することとし、参加者は、当該地域のフィールドワークや関係者ヒアリングを通じその地域が抱えている課題などを理解したうえで、自らが独自のビジネスプランを作成するなど、起業や新事業の立案に際して必要な取組を主体的に学んでいく。

こうした取組を通じて、県下全域で若年層を対象とした起業家教育が進むよう、事業を展開していく。

①小中学生を対象とした起業体験会

毎年度、体験先企業を新たに選定し、将来の千葉県の産業を担う意欲的な小中学生を対象とした早期教育の機会とした起業体験イベントを開催。参加者は、実際のビジネス現場を想定した「BtoB型のビジネス体験」（相手方企業的意思決定者との交渉等）を行う起業体験プログラムを通じ、体験先にビジネスアイデアを構築・提案する。

ア 開催場所

小中学生の生活領域との親和性の高いビジネス領域を展開する県内企業の協力を得て開催する。

イ カリキュラム（4～5日間程度のプログラム）

- ・講習会の開催（起業の仕組みなどを学ぶ）
- ・フィールドワークの開催（体験先の協力企業の取組を深く知る）
- ・起業体験プログラムの提供（参加者は模擬会社を設立し、協力企業を相手に自らが考えたビジネスアイデアの折衝を行い、協力企業から評価を受け（BtoB型のビジネス体験）、決算まで行う）
- ・貸与タブレット等を活用した会社の内部管理（現金出納簿の作成・決算作業等）の体験

②高校生・大学生等を対象としたビジネスプラン作成ワークショップ

毎年度、フィールドワーク先を新たに選定し、起業に興味がある県内在住・在学の大学生等を対象に、ビジネスプランを検討・立案する実践型ワークショップを開催。参加者は、フィールドワークなどを通じて開催地域を理解し、当該地域の課題解決に資するビジネスプランを作成する。

ア 開催場所

県内の市町村や地域の関係機関の協力を得て開催する。

イ カリキュラム（5～6日程度のプログラム）

- ・講習会の開催（起業の仕組みや事業計画の立案方法などに加え、デジタル技術の活用方法に関するセミナーを開催し、デジタル技術を活用したビジネスプラン作成を強力に支援）
 - ・フィールドワークの開催（ビジネスプラン作成の際に肝となる開催先地域のことを深く知る取組）
 - ・ビジネスプランの作成
- ##### ウ ビジネスプラン作成支援
- ・様々なワークショップを通じて、参加者による事業計画づくりを支援
 - ・開催途中でのメンターによる助言
 - ・開催合間のオンライン支援
 - ・検討したビジネスプランにおけるプロダクトを紹介するwebページ等制作支援

③高校生等向け起業家講演会

県内高校生等を対象に、著名な起業家による講演イベントを開催。起業という将来の選択肢を知る機会を設け、起業を身近に感じてもらう。

なお、開催の様子は、県内の高校（公立・私学）を対象に、別途オンラインでの限定配信を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ちば起業家育成事業で実施する起業体験会やワークショップについて、企画段階から事業を立ち上げて遂行するノウハウ・スキーム等を各地域と共有する。

また、提案されたビジネスプラン等の実用化などを通じて地域や企業に事業効果を還元することで、事業の有用性を明らかにし、本事業終了後も、体験先企業などから人員派遣を受けるなどの民間企業の自立的な取組を受け、県内各地での若年層向け起業家教育の取組の自走化を促していく。

【官民協働】

千葉大学をはじめとする県内大学等の教育機関や体験学習先等の民間企業などと連携して本事業に取り組み、充実したカリキュラムを提供するとともに、県内各所でアントレプレナーシップ教育が進むよう取組を進める。各機関の具体的な取組は以下のとおり。

・県

各体験先企業・地域の発掘・調整を図り、起業体験会やワークショップを開催する企業や地域の特性を踏まえたカリキュラムをそれぞれに構築し参加者に提供する。

また、千葉大学以外の教育機関を新たに巻き込み、県内全体でのアントレプレナーシップ教育の機運醸成を図る。

・教育機関（千葉大学）

千葉大学が開発したアントレプレナーシップ教育プログラムを本プログラムに活用し、参加者の起業への理解を高めるとともに、起業家精神の涵養を図る。

・体験先民間企業・商工会議所等

参加者との双方向のコミュニケーションにより、企業・地域への理解を深め、参加者の参加意欲を高める。また、本プログラムを通じて立案されたビジネスプラン・アイデアについて、当該企業・地域で展開可能なものがあつた場合は、参加者と連携して実用化に取り組む。

【地域間連携】

毎年度、県下複数地域（高校・大学生向けワークショップ1カ所・小中学生向け起業体験会2カ所）で開催することで、特定地域に偏ることなく、各地域の特性を踏まえたカリキュラムを県と関係市町村が連携して構築することで、県下全域での若年者のアントレプレナーシップ習得の機運醸成を図る。

【政策・施策間連携】

高校生・大学生等を対象としたビジネスプラン作成ワークショップを通じて作成したビジネスプランについては、専門家による伴走型支援をはじめとする県の様々な既存支援メニューの活用へつなげ、ビジネスプランの具体化を支援することで、単に起業家の育成に留まらない新事業の創出等につなげていく。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

②高校生・大学生等向けビジネスプラン作成ワークショップにおけるデジタル技術活用支援セミナー

理由①

参加者によるビジネスプラン立案の参考とするため、ローカルビジネスにおけるデジタル技術の活用方法・事例などを学ぶ講座を併せて実施することで、参加者によるICTを活用したビジネスプランの立案が期待できる。

取組②

②高校生・大学生等向けビジネスプラン作成ワークショップにおけるプロダクト紹介web等ページ制作支援

理由②

ビジネスプランのプロダクト紹介を行うwebページ等を制作させることで、若年のうちからデジタル技術を活用した情報発信を強く意識させる。

取組③

③高校生等向け起業家講演会のオンライン配信視聴

理由③

起業家講演会に興味があるものの、それぞれの事情により現地参加できなかった高校生等に対し、別途オンライン配信の機会を設け、参加希望者全員にプログラムを共有する。また、本プログラムの視聴をきっかけに、国内各地で実施されている起業家教育のオンラインセミナーへの参加につなげていく。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

産官学金労言士等で構成する「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において、地方創生推進交付金事業に係るKPIの達成状況などに対する意見聴取及び効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

千葉県地方創生総合戦略推進会議 11名
（千葉県市長会・千葉県町村会、（株）千葉銀行、（一社）千葉県商工会議所連合会、千葉県農業協同組合中央会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、（株）千葉日报社、和洋女子大学、ノートルダム清心女子大学、千葉大学2名）

【検証結果の公表の方法】

外部有識者による効果検証後、県ホームページ等に掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 54,000 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から 2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ちば起業家応援事業

ア 事業概要

優秀な起業家を育成していくため、ビジネスプラン・コンペティションを実施するとともに、起業家の発掘から講習、人脈形成、経営支援まで一貫した支援を行う。ビジネスプラン作成ワークショップ等の取組において特に優れたビジネスプランを構築した者については、ビジコンへの参加等を積極的に促していく。

イ 事業実施主体

千葉県

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。